

集会所の使用・運営に関するQ & A

- (1) 営利を目的とした使用について
- (2) 集会所での葬儀について
- (3) 宗教団体の使用について
- (4) 政治活動での使用について
- (5) 実費負担金の目安について
- (6) 集会所あての調査について
- (7) 市が集会所を使用する際の実費負担金について
- (8) 車での来所について
- (9) 集会所運営委員会での鍵等の交換について
- (10) 金銭授受が認められた場合の活動について
- (11) 集会所に休館日を設定することについて
- (12) 申請が必要な備品について

集会所の使用・運営に関するQ & A

(1) 営利を目的とする使用も可能ですか？

集会所は、営利を目的とした活動には原則、ご使用いただくことはできません。

商品の販売を目的とした使用、配送物品の仕分け及び代金の受渡し場所としての使用や、講師等が自ら月謝（会費）を徴収するような活動もご使用いただけません。

集会所内で金銭の授受行為がなくても、紹介料や販売手数料など、使用者に利益が生じる特定の商品の販売促進行為や勧誘行為、広告行為などにかかる活動も禁止です。

民間集会所はこの限りではありません。

< 使用できる活動例 >

- サークル活動
- 町内会・自治会など住民団体が主体となり開催した会議に弁護士や企業などが講師として招かれた場合
- 開発工事にかかる騒音や交通規制など、地域住民に不利益が生じるおそれがあることから行う事前説明会

< 使用できない活動例 >

- 「塾」のように、講師等が主体的かつ定期的を開催し、月謝等を徴収するようなもの
- 弁護士や企業などが主体となり専ら業務として集会所を使用する場合

【サークル活動とは】

- ・ 同好者の集まりで、講師等により運営の取り決めがなされていないもの。
- ・ サークルの会費は、あくまでもサークル運営のために使われていること。
ただし、指導者に謝礼を支払うことは可能。
- ・ 集会所の使用者はサークルの会員であり、講師・指導者等は集会所の使用に関してはあくまでも第三者であること。したがって、会費の徴収や集会所の使用に関わることはサークルの会員が行い、講師等は専門的・技術的指導のみを行い、運営には直接関与しないことが原則。
- ・ 子どもを対象とした活動についても同様とし、保護者や集会所運営委員会などが世話役となり、指導者は技術的指導のみを行うこと。

サークル活動であっても、講師等に支払われる謝礼等が教材等に対する会員の実費負担分を含む場合であっても、高額すぎるものである場合は営利目的となりかねませんのでご注意ください。

(2) 集会所で葬儀はできますか？

市では集会所における葬儀について、個人的なことだけでなく近隣の方々との最後のお付き合いでもあるとして禁止にはしておりません。しかし、集会所で葬儀を行うには使用時間・車両・路上の飾りつけなどの問題があるため、隣近所の了解を得ることを条件として、集会所運営委員会の判断に委ねています。

なお、通夜も葬儀と同様の扱いになりますが、自宅で通夜を行い、弔問者の宿泊先として集会所を使用することはできません。

(3) 宗教団体の使用はどう考えたらよいのでしょうか？

宗教団体でも会議だけの使用なら可能ですが、お経を唱えるなどの宗教活動はできません。ただし、葬儀の場合は、社会通念的なこととして認められるので例外としております。

(4) 政治活動での使用は可能ですか？

政治活動は、市民の自由な活動のひとつであり、政党などの使用、例えば、会議や市議会議員の政治報告会など日常的な使用も可能です。

また、選挙期間中は、個人演説会が開催されることがありますが、この場合は事前に選挙管理委員会から連絡があります。

(5) 集会所を使用する場合の料金はどれくらいが適正ですか？

集会所の使用は無料ですので、市では使用料として料金を徴収しません。

ただし、エアコンの電気代、ガス代及び消耗品の補充などの運営費は集会所運営委員会の負担となっていますので、実費負担金の徴収は認めています。

その金額は集会所運営委員会で決定されますが、支出に見合った収入である必要があり、集会所運営委員会の諸事情により異なりますが、午前・午後・夜間の時間区分で1区分300円～500円程度が妥当であると思われます。

また、集会所運営費の会計については、収支決算報告書を作成するなど、明朗にしていいただき、運営費の使途についても使用者に説明できるようにお願いいたします。

(6) 集会所管理者あてに集会所に関する調査が来た場合に回答してもよいのでしょうか？

市や、大学、研究機関などからの調査については、市民協働推進課の依頼文書を添付しますので、できる限りご協力いただきますようお願いいたします。

なお、上記以外の調査依頼があった場合は市民協働推進課にお問い合わせください。

(7) 市が集会所を使用する場合も実費負担金を徴収してよいですか？

市の事業で集会所を使用する場合は、実費負担金は無料としていただきますようご協力をお願いいたします。

事業で必要な消耗品やエアコン代については、使用する市担当課で対応いたします。

(8) 集会所に車で行きたいのですが、駐車場はないですか？

集会所は、地域住民の方が中心となって使用することを目的としており、徒歩で来られることを基本としているため、駐車場の整備はしておりません。

集会所によっては、車を停めることが可能であると思われるスペースがみられますが、集会所敷地内への駐車は禁止しております。集会所敷地内に駐車していたことにより発生した事故については、市では管理上の責任は一切負えません。

(9) 鍵を集会所運営委員会で交換しても構いませんか？

集会所の鍵は、施設の形態によって、玄関の鍵だけでなく、門扉や倉庫など複数の鍵を管理している場合があります。集会所に係る鍵は市で管理しておりますので、鍵が壊れた場合は、まずは市までご相談ください。

ただし、緊急を要する場合等は、集会所運営委員会と相談の上で、集会所管理者の判断にて交換いただいても構いません。費用は市民協働推進課が負担いたしますが、お支払いをされる前に必ず市までご報告いただくとともに、鍵の交換後はスペアキーを市に2本(市及びシルバー人材センター保管分)お渡しいただくようお願いいたします。

また、ナンバー式の錠などを設置・交換される場合についても、市へ開錠の番号をお伝えいただきますようお願いいたします。

集会所運営委員会が独自に管理している倉庫等の鍵については、事前の相談は必要ありませんが、集会所を管理(修繕や点検等)するうえで必要になることもありますので、上記と同様に、スペアキーを2本ご用意いただきますようお願いいたします。

(1 0) 金銭授受が認められたらどんなことができますか？

金銭授受が認められた場合、地域主催のバザーなどが開催できるようになります。ただし、金銭授受が認められた場合でも、Q & A (1) にあるように、営利を目的とした活動にはご使用いただくことはできません。

(1 1) 集会所の運営規則や使用規則において、休館日を設定しても構いませんか？

集会所は、基本的にはいつでも使用していただけるものですが、管理上やむを得ず閉館日を設けたい場合のみ、閉館日を設けることは可能です。ただし、特段の事情がない限り、週に1日程度までにしてください。

また、設定した閉館日であっても、是が非でも使用したいという申し出があった場合は、可能な限り開館するようにしてください。

(1 2) 「公共用財産使用許可申請」が必要な備品は決まっていますか？

以下の基準としておりますが、個別ご相談ください。

市設置備品と同品目の備品(P9 参照) 例) エアコン、長机、パイプイスなど
電気コンセント及び火気の使用を伴う備品で常設するもの

例) 冷蔵庫、テレビ、プリンター、ラミネーター、空気清浄機、扇風機、
ガスヒーター、石油ストーブ、温水洗浄便座、電気ポット など

カーテンやカーペットなど設置にあたり仕様を指定するもの

例) カーペット、ラグ、カーテンなど

壁や柱などに釘や金物等で固定して設置するもの(賞状やチラシなどは除く)

例) 絵画、テレビモニター、スピーカーなど

その他容易に動かすことができず、一定の面積を占有するもの

(大きさや重さ等で個別判断)

例) パイプイス収納、収納庫、ロッカー、地蔵堂、テレビアンテナなど

収納庫に収納されているものは許可不要です。

買い替え等の更新が従前と同等品であれば再申請は不要です。

設置しなくなった場合は市民協働推進課へご連絡をお願いいたします。